

令和8年度第1回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

1 開催期日

令和8年7月6日（月）15時00分～16時30分

2 開催場所

滝沢市役所防災庁舎2階 201・202会議室

3 報告

（1）「令和8年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針」について

（2）令和7年度滝沢市いじめ調査結果について

4 協議

（1）報告事項

（2）「いじめ等に対する未然防止の取組」について

（3）その他

5 出席委員

委員18名中15名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏 名	所 属	備 考	出 欠
1	後藤 智志	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	欠
2	西崎 裕永	岩手県福祉総合相談センター 緊急支援課 課長	関係行政機関の職員	出
3	後藤 秀樹	盛岡西警察署 生活安全課 課長	関係行政機関の職員	欠
4	中屋 豊	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	小笠原 浩	滝沢市立鵜飼小学校 校長	学校教育の関係者（小学校長）	出
6	野里 洋介	滝沢市立滝沢南中学校 校長	学校教育の関係者（中学校長）	出
7	立花 美奈子	鵜飼保育園 園長	学校教育の関係者 （市内幼稚園・保育園長）	出
8	高橋 仁	滝沢市PTA連絡協議会会長(R8) （鵜飼小PTA会長）	児童・生徒の保護者 （小学校PTA）	出
9	相馬 友幸	滝沢市PTA連絡協議会副会長(R8) （篠木小PTA会長）	児童・生徒の保護者 （小学校PTA）	出
10	飯岡 竜太郎	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者（大学教員）	出
11	紺野 好弘	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者（大学教員）	出

12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教授	学識経験者（大学教員）	出
13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者（弁護士）	出
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者（医師）	出
15	紀司 かおり	岩手県立大学社会福祉学部 講師	学識経験者（公認心理師）	欠
16	田貝 和美	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者（社会福祉士）	出
17	藤島 紀子	滝沢市健康こども部 こども家庭センター 所長	本市の職員（関係課）	出
18	鎌田 秀寿	滝沢市市民環境部 防災防犯課 主任主査	本市の職員（関係課）	出

6 市出席者

教育長	太田 厚子
教育次長	滝田 俊一
教育委員会事務局	
学校教育指導課参事兼課長	田村 大樹
同 参事兼主任指導主事	藤村 和弘
同 主任指導主事	阿部 弘樹
同 総括主査	高橋 由紀子
同 学校教育専門員	江六前 仁史

7 傍聴人 なし

8 内容

（１）開会

委嘱状交付

委員１８名中１５名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

- ・太田教育長より挨拶
- ・委員紹介（次長）

（２）議題

（次長）

議題に入ります。

昨年度より本協議会の会長を飯岡委員に、副会長を野里委員にお願いしており、いじめ防止等対策協議会設置条例第６条により、本協議会の議長は会長が行うこととなっております。

それでは飯岡会長、よろしくお願いいたします。

（議長）

盛岡大学の飯岡と申します。

滝沢市の子供たちの健やかな成長のために、先ほど教育長のご挨拶にもございましたが皆様から貴重なご

意見をいただきながら充実した協議ができればと思っております。拙い進行になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

報告・協議に入る前に、会議録署名人を指名したいと思います。

本日の会議の会議録署名人につきましては、野里委員と藤島委員を指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続いて、令和8年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

報告

(議長)

続いて、令和7年度の滝沢市いじめ調査結果等について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

報告

(議長)

どうもありがとうございました。

基本方針、それからアンケート調査についての報告が事務局よりございました。

ただいまより「4 協議」に入っております。

はじめに、ただいま報告いただきました報告事項につきまして、皆様からご意見ご感想質問等をいただきたいと存じます。皆様いかがでございましょうか。

(委員)

2点教えていただければと思います。

1点目は、基本的な方針に関わるようになります。3ページ「2 いじめ防止等に関する取組」の「(1) いじめの防止」の⑨のところに「いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るため…」とありまして、そこに「スクールカウンセラーの適正な配置」とあります。私は職務上スクールソーシャルワーカーをしております。文科省からいじめ防止対策推進法が出されている中で、スクールソーシャルワーカーも一応いじめ防止対策組織の一員という位置付けがなされているので、このあたりの滝沢市さんとしてのお考えを教えていただきたいと思います。

あともう1点は、今の調査結果についてです。昨年度も同じ質問をしたかもしれませんが、このアンケートは保護者に対しても行われていると思います。県教委で示されている「いじめの発見」で、どういう場合に発見されるかという結構保護者の方からのアンケートや情報が重要だというところがありますので、もしある程度おわかりでしたら保護者の方の状況も教えていただければと思います。このアンケートに関わった内容です。以上です。

(議長)

どうもありがとうございました。

2点ご質問いただきました。1点目は、今回の方針の中でのスクールソーシャルワーカーの位置付けに関わって、それからもう1点が保護者からのアンケートによる情報についてです。

それでは事務局お願いできますでしょうか。

(事務局)

まさに今のお話の通り、スクールソーシャルワーカーの方々との連携もあわせまして、このいじめ防止に関わってはスクールカウンセラーの方はもちろんのこと、スクールソーシャルワーカーの皆様との連携もとても大切にしております。そして、実際にその連携のおかげで問題が解決に向かう、適切な助言をいただいているところです。文言としてそういうところが記載されていなかったのも、ご指摘をいただいたと思いますが、市教育委員会といたしましてはスクールカウンセラーと同じようにスクールソーシャルワーカーの方、それから盛岡教育事務所の担当の先生方の協力もいただきながら進めてまいりますので、そのように理解していただければと思います。

保護者の皆さんのアンケート結果については資料にはこれまでも載せていませんが、保護者の皆さんからのアンケート結果にこんなことがあるということがあって、先生方が聞き取り調査をするというようなことはこれまで実際のところはありませんでした。それが重大事案になっているかどうかと言われるとなかなか答えにくいところもありますが、そこまではいかないけれども保護者の皆さんが心配をされてアンケートに、ということはこれまでもあったように思います。

(議長)

どうもありがとうございました。

その他、委員の皆様からご意見ご質問等ございませんでしょうか。

それではすいません。私の方からですけども、指導レベルCDそれぞれ小学校1件中学校3件とあります。それから継続支援中の指導状況として小学校1件中学校は3件となっていますが、お話できる範囲で結構ですので具体的な状況について、いじめ防止のこれからの観点やヒントになる繋がる場所もあると思いますので、教えていただける範囲でご紹介いただけませんか。

(事務局)

それでは小学校の1件は6年生の件でしたが、同じクラスでじゃれ合っていたようなところから先ほどお話ししましたようにいじめがあるというようになりましたが、それぞれの保護者に学校に来ていただいて面談を学校ではした、ということです。翌日ですが、それぞれ子供たち同士で謝罪をしたということでしたが、どうしても加害、被害それぞれの児童のことをずっと注視していくということと、学級担任以外の先生方や学年の先生方も声掛けをするとともに、保護者に様子いかがですか、普段の様子いかがですか、と定期的に連絡を取るということ、あとは職員会議などでも先生方と共有をして取り組む、声掛けや見守りをずっと続けていくということでした。

中学校についても、保護者同士共通理解といいますかこういうことがありましたということと、当該生徒同士の謝罪というようなことがありましたし、学校や学級の友達たちがふざけたり陰口を言ったりということもあるので、それらについても適切に子供たちにも指導をしていくということで、見守りだとか声かけまたは保護者からも随時様子を聞きながら取り組む、ということです。

(議長)

どうもありがとうございました。

お話しにくい中でもお話をいただきました。ということはつまりCDレベルの子供たちの指導状況として継続支援中ということですね。どうもありがとうございます。

それ以外ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

続きまして協議の2つ目、いじめ等に対する未然防止の取り組みについてです。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

説明

(議長)

ありがとうございました。

それでは各校での取り組み事例ということでございますので、委員の方々から学校の取り組み事例についてお話を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

本校の取り組みについて、大きく6点ご紹介します。

1点目、まずはいじめについての理解を深めるということで、年度初めに校長の方から正義と信頼の学校づくりということで教職員研修を実施して、教職員一人一人が正義の心を持って指導に当たるのだということを確認します。その後職員会議や校内研修会において、いじめの原因や背景となるもの、またはいじめのサインとしてどのようなものが見られるのか、その後の指導のあり方等について研修をしながら全職員で共通理解を図るということを行っております。

2点目、いじめに向かわないための態度能力の育成に関わって、です。

子供たちには社会性、正義の心を育てるところを大事に取り組んでおります。人それぞれ個性、多様性があり、異質なものがあってもそれを受け止める、そういう心を育てたいということ、そしていじめは絶対に許される行為ではないということを確認するということで、具体的には日々の道德の授業を始めとする道德教育それから人権教育、読書活動体験活動等を進めていきます。特に人権教育に関わっては、本校では毎年5月に5年生が本校の卒業生である弁護士さんをお呼びして、いじめ防止教室を授業で取り組んでおります。人権とは何なんだろう、いじめはどうして駄目なんだろう、ということを話題にしながら、実際にどんなことに気をつけていけばいいのか、言葉、態度、そういった部分を学ぶ機会、良い機会となっております。

3点目、わかりやすい授業の推進ということで、授業を通じて自己肯定感、自己有用感を育む、わかった・できた・楽しい・もっとやりたい、という前向きな気持ちを育てる。合わせて授業の中で自分だけではなくて他者と関わる中で、今日誰々さんの考えを聞いてわかった・ありがとうという感謝の気持ち、思いやりの気持ち、間違っても大丈夫だよ一緒に頑張ろうという気持ちを育てる、授業の中でもそういった心情を育てていくということも大事にしております。

4点目は情報モラル教育です。

今年度も校長会アンケートで6年生のスマホの所有率・所持率を確認しましたら、本校の6年生は74%、昨年度より10%近く増えておりました。このような実態から、使い方という部分について学年等で指導しています。実際にネット上でのいじめというのはどういうものがあるのか、SNSトラブル防止リーフレットを活用して我が家のSNS使用ルールの取り組みを進めているところです。校長室のリーフレットも色が褪せてきましたけども、ことあるたびにこういうものを確認しながら子供たちも意識化をしているところで進めております。

それから5点目として、児童の主体的な取り組みというところもご紹介します。今年度は4月に児童会総

会がありましたが、その中で子供たちの方から児童会スローガンが3つ提案されました。一人一人が温かい気持ちを持って生活をする、そういうチャレンジをしましょう、と。みんなが仲良く過ごすためには、自分の気持ちだけでなく相手の気持ちも考えて行動することが大切です。まずは自分が優しい気持ちを持って行動し、友達の背中を押せるような、そういう人があふれる学校にしていきたいと思いますということで、児童会執行部から提案して、全校でこれを確認して今どうなのかということで、代表委員会で状況を確認している、という主体的な取り組みを今進めているところです。

併せて、本校では「はばたき賞」というものが毎週作られておりまして、上の方は個人的にキラッと輝く行動、下の方は学級や学年、集団として頑張っている行動を先生方が子供から聞き取って、それを生徒指導担当がまとめてこのようにしっかり見える化して、これを各教室に貼っております。そしてこれを担任が紹介して、誰々さんの行動はすごいねというところでモデルとなる行動をイメージさせる、ということに取り組んでいます。内容として例えば、誰々くんは学級の友達への声がけが素晴らしい、強い口調になりすぎないように心がけながら次のために静かにしよう、学級全体へ良い声掛けを毎日行っていますね、ということなど具体的な姿を記載しています。ここに書かれている子供たちはまた次も頑張ろうという気になりますし、こういうことをすればいいんだということで子供たちにはそのモデルとなる姿がだいぶ意識ができてきていると思います。

児童会では、2学期には「あなたの良いところコンテスト」というそれぞれの良さを認めるコンテストをやっていますし、いじめ撲滅、人に優しく宣言というものを3月にも実施しております。

最後6点目、いじめの早期発見ということです。本校でもいじめは小さいものはあります。昨年度は114件認知しております。そういったものを大きくしない、早期発見するために大事にしているのは、教師と児童の日常の対話、それから触れ合い、それらが遊びの中で結構見えてきます。結構休み時間ではリアルに子供たちの関係性が出てきますので、担任が仕事をしているふりをしながら子供たちの動きを見ていてとか、あるいは校庭で一緒に遊びながらその集団がどのように関わっているのかということを見て、少し心配な子がいればすぐ声をかける、というところで関わりを大事にしております。それから、そういったことをもとに教師間で情報共有をしたり、気になる場合にはすぐ連絡して、最近少し元気ないけど何かありましたか、というように家庭とも連携を大事に進めているというところです。

あと最後にSOSの出し方ということで、困ったり悩んだりしたら遠慮なく近くにいる相談できる大人に話していいんだよ、友達に話していいんだよ、ということで、全校朝会で校長の方からこういった困っている人をそのままにしないんだよ、困ったらそのままにしないんだよ、というところを子供たちに伝えていきます。

簡単ですが、本校の取り組みを6点紹介しました。以上で終わります。

(議長)

どうもありがとうございました。では続きましてお願いいたします。

(委員)

本校では、いじめを防止するためには一番に早期発見が大切だと思っていますので、大きく3つ話したいと思います。

まず基本は、いじめはあるものだということ。

基本方針として、とにかくそれを見逃さないようにしようということをまずは基本のスタンスにしていま

す。まずは、アンケート調査を毎月行っております。滝沢市は11日が「安心・安全・心の日」になっていますので、その11日に学校生活アンケートということで、中身はいじめについてのアンケートを行っております。それだけでは足りませんので年に一度は保護者のアンケートも実施したり、あとは生活ノート、毎日の記録というものを書いたりしております。そういうものをチェックして、いじめや心の変化を見れるようにしております。

2つ目は、教育相談の実施です。普段も定期的にやっていますが、5月と11月は日にちを決めて全生徒と個別相談を担当がやる、そういう週間を作っております。

あとは、カウンセラーさんです。カウンセラーさんであるとか、担任の先生以外でも教育相談担当の先生もいますので、話にくい場合にはそういう先生にこそ相談する、そういう機会を設けております。

あとは定期的な見守り活動というのにも力を入れています。授業と授業の間、中学校の場合には10分休みがありますが、授業が終わったからといって先生たちはすぐ職員室には戻らないで、次の時間例えば空いている場合にはそのまま10分間は教室付近にいて生徒と話をしたり廊下を見回ったりして次の授業が始まったら職員室に戻ってくるというような体制をとって、何か変な動きがないか、例えばトイレに集まっているかどうか、そういう生徒指導的な部分でも見守りをフロアごとに各学年行っております。あとは特に朝ですが、担任以外の副担の先生方は下駄箱をチェックして、いない子はもちろん連絡等をしますし、あとは何かいたずらがいないか、靴のいたずらがいないか、そういうところを日々チェックしております。もちろんトイレ等の定期的な見回りも行っております。

生徒会の方の取り組みは2つあります。

生徒総会が4月にありますが、そのときにいじめ防止宣言を生徒会の方でプレゼンテーションを作ってやって、全校でそれを確認します。

あとは5月にピンクシャツ、これも毎年行っておりますが、本来はピンクのもの・ピンクのシャツを着てみんなで登校するというのをやっておりますが、それはなかなか厳しいので、七夕の短冊のようにピンクのシャツをかたどった紙に願い事と書いていいますかいじめに対しての駄目なんだというような願い事を書いて各学級廊下に張りだすというのをやっております。先生方はネクタイであるとかハンカチだとかどこかピンクのものを持ってきてその日は登校して、学校全体でいじめについての意識を高めるというような活動を生徒会の方で行っております。

あとは、やっぱりSNS関係のトラブルが非常に多くなっております。本校は今年、盛岡西警察署から「サイバーセキュリティモデル校」の指定を受けました。SNS関係の講演会をやっていただけるということで、年3回今年は予定しております。長期休業の前に基本的にやっていただけるということで、そういうこともしながらSNS関係のトラブルも防いでいこうと考えております。

本校の取り組みの紹介でした。よろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。

学校では大変きめ細かく、そして行動計画的に取り組んでいるということがよくわかったと思います。

皆様から学校のこれらに関する取り組みについてを中心としながら、様々ご意見を伺えればと思います。

取り組み事例のご紹介はございますか。

それでは今学校からという話でしたが、保護者の立場としてお話をいただければと思います。

(委員)

はい、それでは私の方から報告させていただきます。

先日6月10日に開催されました滝沢市PTA連絡協議会の理事会にて各小中学校PTAからもご意見をいただきましたので、それを集約したものを発表させていただきます。

まず、昨今のいじめについて各学校から意見が出た内容としては、スマホによるいじめが多いのではないかという声が多くありました。内容としては、特定の子を外してLINEグループを作る、などです。身体的、物理的ないじめではありませんが、子供たちにとっては学校に行くのも嫌になるほどつらいものです。それを踏まえて小学校のうちから情報リテラシー、情報モラルなどを学ぶ機会を設け、かつ正しいスマートフォンの使い方を学ぶ機会があればいいと思います。あと実際夫婦共働きの家庭が増えて、スマートフォンの所持の低年齢化も進んできていると考えられます。

ある小学校での集計結果ではありますが、児童のスマートフォンの保有パーセンテージとしては、小学校3年生で約30%、小学校4年生では約40%、高学年に至っては約80%の児童がスマホを使用しているのが現状です。そのため、小学校のうちから情報の扱い方を学ぶことで、他人を傷つけない・傷つけてはならないという教育も必要と考えられます。

今年度小学校では体育館の改修工事がありますので、学年レクにおいて3年生から6年生まで講師を招いてスマートフォン及び情報についての講演会を保護者の希望により行うこととなりました。学年レクということで、親子で学ぶこと、情報の取り扱いの大切さ、そしていじめの防止に繋がればと思います。

また、滝沢市には毎月「安心・安全・心の日」があり、学校によってはいのちの日として校長先生よりパワーポイントを使用して命の大切さを学ぶ機会を設けたり、全児童生徒を対象としたいじめのアンケートのほか、ふれあいサポート週間などの教育相談を受け、子供たちの丁寧な実態把握や信頼関係作りに努めたりしております。

ここからは私の私見になりますが、「なぜいじめるのか」ということを考えてみました。これは必ずしも全員に当てはまるとは思っていますが、いじめる側というのは非常に強いエネルギーがあり、その有り余るエネルギーを抜く術を知らずにいじめに向けてしまうというのが多いのではないかと、という場面をいろいろ見たり聞いたり目にしてきました。エネルギーのある子というのが必ずいじめをしてしまうという固定する意味ではありませんが、一方で子供たちには「動きたい」「関わりたい」「認められたい」という大きなエネルギーはあると思います。そのエネルギーの行き場がないときに、からかいや冷やかしがエスカレートしていじめに繋がる危険があると私達は感じています。だからこそ、そのエネルギーを他に向け導いていくことが我々のできることではないかと考えております。

例えばですけど、滝沢市にはチャグスボがあるので、様々なスポーツや文化を体験できるかつ集団生活、礼儀、他校との交流というのを学ぶことができると思います。スポーツや文化活動、ボランティアなど子供たちが夢中になって頑張れる場を学校や地域がしっかりと確保していくことが大切だと思います。一人ひとりの頑張りどころが認められ居場所がいくつもあることが、特定の子供を標的にしない空気作りに繋がると考えております。

あとは、そのいじめによる代償について、いじめに加担することによる自分の将来の対処について、このあたりの教育をする必要があると思います。2021年に韓国の子バレーのスター選手がオリンピックの代表から漏れ、所属プロチームから無期限の停止になった例があります。これは実際いじめ暴力なるもの

で、メディアで騒がれた結果、自分が積み重ねてきたものが若いときに行った軽はずみな行動で未来の自分に降りかかってきたということもありますので、こういった具体的な例を教えることで未然に防ぐというのも一例になると思われます。

あとは親の立場として見ていますが、いじめの防止というのは必ずしも学校に任せてよいものか、と思います。私の肌感覚として、本来家庭で親たちが教育を担うところを学校教育に求めている保護者が何か多いように感じております。しかし、家庭や地域そしてPTAが学校と連携しながら子供たちと一緒に守る、チームになっていくことが重要だと思われます。PTAとしましても、子供たちが夢中になれる活動や保護者同士が繋がって、スマホや子育ての悩みを共有できる場作りを通していじめの未然防止に力を尽くしていきたいと思います。子供たちのエネルギーがいじめではなく、スポーツや学び、仲間との前向きな活動に向かうように、学校・家庭・地域そして行政が力を合わせて環境を整えることをPTAとして強く願っております。以上です。

(議長)

はい、どうもありがとうございました。

それでは、お願いいたします。

(委員)

今の内容と同じになりますが、こちらのアンケート調査の結果について1点だけちょっと今後もしお願いできたらいいなと思う点がありました。本当に「いじめ」というのはおそらく氷山の一角だと思います。今はもう共通認識で、SNSによる仲間外れとか本人が気づかないところで実はいじめられているというのはあげればきりがないだろうと思うので、このアンケート調査で可能かどうかわかりませんが、匿名ですよねこれ、SNSで外されたことがあるとか、そういう実害じゃないところ見えないところが表面化してくることも予防的視点から大事だと思った次第です。以上です。

(議長)

はい。保護者の代表としておふたりの委員からお話をいただきました。

スマホによるいじめに見えないいじめの部分についてもご指摘いただきましたし、それから子供たちのその強いエネルギーをどう他に向けていくか、そのためには学校そして地域それぞれでできることがあるのではないか、学校任せにしないというそのようなメッセージと、それから実際の親としてのつらいお気持ちも今お話をさせていただいたところだと思います。

ここまでアンケートについての事務局からの報告、そして今委員の方からお話があったやはりこのスマホによる見えないいじめというところ、かなり深刻な状況であると改めて思います。

委員の方から、盛岡教育事務所管内におけるこの情報モラルの取り組み事例についてここでご紹介いただければ大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

(委員)

スマホについてのいじめが、どこの管内においても大変深刻な状況であるというのはその通りであります。前回、昨年度末のところでもお話申し上げましたが、各学校においてはそれぞれ生安課の方であるとかスクールサポーターさん、あるいはN T Tさんであるとかa uさんであるとかそういった企業の方、あるいはいろいろな業種と言えいいかどうかわかりませんが関連団体のところでも引き受けますということもあって、様々学校の方にももしかしたらメディアについてのその一覧が渡っているかもしれません

が、そういったところに頼みながら年何回か来てもらって話をしてもらっているという状況ではあります。併せてここが難しいところではありますけれども、学校さんでは保護者の方にもぜひ一緒になって聞きたいということから保護者の方にもぜひどうぞということで案内を出しますので、どうしても働いてる関係もありまして、かといって子供が対象で親も一緒にという場合は夜にはできないものですからどうしても保護者の方数名だったりしますが、何とか保護者にも足を運んでいただければという思いでやっているのが実態です。ですので学校によっては、例えば参観日の一コマとして設定している学校さんも増えてきております。私も参加させていただきましたが、子供さんの隣に保護者の方が座って一緒になって聞くようなクイズ形式とかそこは説明なさる方によって様々ですが、そういった取り組みをしているというところもあります。学校で本当にやれる範囲のところ、とにかくどんなことがあるだろうかということで、様々な知恵を絞りながらやっております。生徒会児童会のスローガンもその通りですし、あるいは県教委で出しているわんこ情報室等を活用しながら各学級学年で指導しているところもあります。学校さんによってはわんこ情報室をアップして保護者の方にもどうぞこちらにアクセスすると見れますというようなことで情報提供しながら、どの程度ご覧になっているかどうかわかりませんがそういったことを促したりしているところもあります。

少し話はずれますが、私も様々な機会を捉えていろいろな話を聞く機会がありまして、そういったものに携わっている方々のお話ですと、スマホ等についてのルールとか、生徒個人というよりもその家庭も保護者も含めたその家族間で取り組まれているところは非常に抑止効果といいますか適切な使い方で結びついているところが大きい、という話を聞く機会がございました。

よく、親子で話し合ってルールを決めましょうというのがありますが、本当は理想を言えば家族で話し合って家庭のルールを決めましょう、というのが本当は望ましい。お母さんと本人、あるいはお父さんと本人の間でもって「月20時間だけね」だったり「休みの日はこうだよ」というのがありますが、そこを家族の中でともにルールを決めるという非常に効果的なプレゼンをやっているご家庭もあるんだそうです。僕こんなアプリ入れたいけど、ということでプレゼンを家族の中でしながら、その約束はどうだ、まだ甘いんじゃないか、というところで弟や兄も含めながら一緒になってやって、ここは非常に家庭の中でもそのルールが共有されて私事というか個人事ではなくて家庭の問題としてやっている。そういったものが広がればいいというそんなところの話も出てきておりました。ただ、いずれこのスマホに関しては、子供本人、あるいは学校のみだけではなく前回もお話しましたが地域であったり保護者であったり総力でやっていかないとなかなか難しいだろうというところの思いは持っております。ちょっと取り留めない話になりましたけれども申し訳ありません。

(議長)

ありがとうございます。具体的な家庭の中での取り組みのことについてもご紹介いただきました。

保護者との関わり・保護者と子供との関わりということについて、これは小中学校だけではなくて幼少期からいじめという言葉はなくても様々な子供たち同士のトラブルに関わるということについて、保育園幼稚園と保護者の方との話し合い等々がおそらくあるんだと思います。そういった幼少期でのいじめ防止の取り組みについて、委員からご紹介等いただけますでしょうか。

(委員)

保育園でのところですが、まず職員では人権擁護の研修ということで一人ひとりを大事にする、自分たち

保育士が子供へ関わる場所を子供たちが見ているので子供たち一人ひとりを大事にする、というところを手本となるように保育の方をしています。子供たちは人権擁護教室というものがありますので、年1回ですけれども誰か困っているときには「どうしたの」「大丈夫」、何かをしてもらったら「ありがとう」と声をかける、就学前の子供たちにわかりやすいように紙芝居等でお話いただいたりして子供たちには伝えるようにしています。何か不安そうな子がいると「どうしたの」と声をかける、それは誰かに教えてもらうのではなくて自然にそういう環境が作れるように、というところでの取り組みをしていました。あとは、トラブル。例えば自分の思いがあってすぐ手が出てしまったり、噛みついたり、1歳児とか2歳児には特に多い時期ではありますが、うまく伝えられないというところではどんな形となってどういう思いだったのか、小さい時は「ごめんね」で済ませることができる年齢ですが、4、5歳になってくるとそれぞれの思いがあるので、ただ「ごめんね」をされても許せないというところがありますので、そこはやっぱり職員がしっかり間に入ってお互いにどういう思いだったのかというところを聞き取って、初めて「自分が悪かったな」「ごめんね」という形になるように伝えるようにしていました。

あと保護者からは普段の送迎時に保育園に入って来ていろいろお話ができるので、保護者の方から少しいいのですかという形で個別に声をかけていただいて「こういうことを言われたりすることがあって実際どうですか」とか、あと面談等で聞き取りをしたりということで、その都度職員で共有して対応していました。

メディアのところで低年齢化しているというのはその通りで、子供ではなくて保護者の方が子供を遊ばせている傍らでスマホをいじる、というところがありました。子供たちは、保護者・親・大人が使っているところを見ると「なんだろう」という興味があって結局そこから使い始める、というところで低年齢化しているところはすごく話題になっていて、3～4月のところの保護者会ではお話はしていますが、どうしても危機管理というかまだ小さいからということで危機的な考え方が保護者の方にはないので、将来的にどういう影響があるのかというところを年1回最低でも毎回同じこと言います、と伝えているところではあります。大人側の意識というところが毎年課題になっているという点で悩んでいるところではあります。以上です。

(議長)

はい、どうもありがとうございました。

なかなかやはり深刻な状況、この低年齢化ということについては本当に年を追うごとにそのような傾向にあると感じております。まさに大人としてのモラル意識が問われている、だからこそ学校・家庭・地域それぞれの取り組みそして委員からありました「任せるのではなくて総合的に大人が様々な工夫をしながら取り組んでいく」「大人自身がスマホとの付き合い方・自分自身がモデルになっているということを自覚する」ことが大切なのかもしれません。

それではここまで学校そして保護者、そして幼少期の保育園幼稚園の取り組み実態についてお話をいただきました。ぜひ委員の皆様からいじめを未然に防ぐ取り組みについて、広くそれぞれの立場からご意見を頂戴できればと思っております。

それでは児童相談所の対応といたしまして、このいじめトラブルに関わる対応について具体的な事例やお考えがございましたらぜひお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

(委員)

よろしくお聞きいたします。児童相談所ではいじめそのものを、いじめの仲裁やいじめそのものをどうす

るところにはなかなか入らないところです。介入する権限がなかなかない。ただ、いじめの未然防止という部分に関して言えば、いじめをするような性質を持っている子たちをどのように親御さんが取り扱っていったらいいのかというところの支援、あとは安定の部分に関わって子供さんの行動について安定を図っていった学校でのトラブルが起きないように援助をする。あとはいじめの結果として多少トラウマティックになって学校現場に行けない子たちをどのように回復援助をするかというような取り組みになってきます。どうしてもいじめそのものになると現場の管理者である学校さんを中心に対応してもらおうということになってしまいますので、なかなか未然防止という部分では児童相談所は直接現場への懷疑的な関わりはなかなかないと思っております。

先程来、子供を育成するときに親御さん・保護者の関わりというお話が出てきておりますけれども、児童福祉法のまず大前提として地域医療の養育に関してその保護者が第一義的に責任を負う、と明確に規定されているところです。ただ、明確に規定されているということを何となく普段生活している大人たちが意識していない。自分の子供だから責任は第一義的に自分が負うものであって、それに足りない部分は地方公共団体や児童相談所からの援助を受けなさい、というようにも規定されていますが、あまり意識しない生活をしている。ですので、まずことあるごとにいろいろな関係機関が親御さんに会うときに、自分の子供さんの育成や将来に関しては親御さんが一番わかった上で頑張って育成に取り組まなければならないという意識付けをやっていく必要がありますし、やっていかなければならないだろうと思っております。

ネットリテラシーという話も少しずつ出ていますけれども、親御さんが自分の子供が何をしているか知らない・わからない、という状況があると、その中で親御さんのコントロールから外れてネットの方にコントロールを持っていってしまうということはよくある話になりますので、児童相談所まで関わった子供さんの親御さんに対しては必ずお話しておりますが、自分の子供の養育の第一義的な責任は親御さんにありますよ、というあたりまで持ってもらおうという関わりをすることは大事だと思っております。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。

今のお話の中で児童福祉法の話がでてまいりました。こういった法的な部分からいじめの防止、それから自覚、取り組みというものも大事かもしれません。このいじめ等の訴えに対しての法的留意点についてお話いただけますか。

(委員)

それに関してはこれまで取り組み等書いている通りなので、その点ではなくて私の方で言いたかったことを言わせていただくと、今皆様からありましたSNSやその中での仲間外れということに関しては結構前から言われていることで、LINEやSNSは10何年前からあって、その中でどうするべきかという議論をずっとしているわけですが、多分技術はもっと進歩していて、ここ最近ですとやはり生成AIを使いたいじめといいますか、それはかなり出てくるのではないのでしょうか。他のところでどんないじめがでてきているかという、要は卒業写真1枚あればその人に対して卑猥な行動をさせることも可能ですし、例えば奴隷みたいな画像を作ることも可能ですし、そういうことが簡単にできる時代になってきている。学校の先生に何か変な踊りさせるとか、そういうことも平気でできる時代になってきていてそれ自体良くないというところですが、一番始めにあった卑猥なところが私としては留意点のひとつであろうと思います。好きな人、名前、変な話、いやらしい加工をさせたいという欲望が悪いというわけではありませんが、それ自体偽

物であり画像である。とはいえ先月6月に生成AIを用いたわいせつ画像が要は児童ポルノに当たるのかという判断に関しまして、要は教職員の方が作ったものが児童ポルノに当たるという判断が出されたので、簡単な気持ちで、例えば好きな子とグラビアの写真を足して2で割るというようなものをしたときに、いつの間にかいじめのレベルではなくて犯罪になっている。児童ポルノ所持になればもう家裁は免れないわけで、性犯罪に関してはかなり重い傾向がありますので、先ほど言ったようにそれが将来を潰すものになるというものが簡単にできてしまう。今日のニュースでもありましたが、当時中3の人がChatGPTを使って不正アクセスのシステムを作り、バンダイという日本の大企業のところに不正アクセスをして4万人を退会させたという事件が今日出ていましたけれども、子供が何をするのかしっかりわかっていなければならない、保護者の方でわかっていなければならないという話がありましたが、それ以上に保護者がこの携帯で何ができるのかをしっかりと把握していないと、要は携帯で何でもできる時代だと思っておりますので、何ができるのかと何をやってはいけないのかということに関して、より先進的なものを把握する力が必要であろうというのがまず1つ目です。

2つ目、先ほどいじめ予防事業の話が先生の方からありましたけれども、それをブラッシュアップしていかなければならないと弁護士会としても思っているところです。例えば生成AIを使って生徒に卑猥な写真を作ってはいけませんということを言いたいのですが、それは逆の意味で言うともうそういうことができるということを知らない人に教えてしまうことになってしまう。携帯電話は被害者にも加害者にもするすごい力のあるものだ、と最近生成AIを使ったわいせつ画像を見る機会がありましたのでそう思った次第です。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。

今までの取り組みに、なおさら今の時代に応じた生成AI等に関わる問題を始めとしたことをブラッシュアップしていかなければいけないというお話をいただいたと思います。保護者、私達みんなが、まずは何ができるのかを知っておかなければならないということもご指摘いただいたところでございました。

こういった保護者への対応の留意点、いじめトラブルを訴えてきた場合、それから被害に遭った場合、そういった保護者対応の留意点等についてお話をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

いじめトラブルを訴えた保護者ということでは、原則当該の学校で対応することになると思いますが、実際学校だけではなくて教育委員会等への相談も増えていることから、情報共有として共通認識したいことについてお話をしたいと思います。

まず基本的なスタンスですが、いじめを訴えてきた保護者への対応として大事なことは、まずはしっかり話を聞いて、相手が訴えていることを正確に把握することになります。1人でやらずに複数で対応することが基本だと思いますので、そのようにお願いします。

また先ほど滝沢市さんのいじめの基本方針にもありましたが、いじめの通報や報告を受けた教員等は1人で抱えこまずに直ちに校内のいじめ対応組織に報告して情報共有をする、ということが早急に対処する一番の近道に繋がるということになります。また、保護者の訴えを聞いた教員には、大変だったろうとかつらかったらうなどと共感しながら心情に寄り添うとともに、事実はどうなのかとか今どんな状況なのかといったことについても確認して検証していくことになります。その際、悪口を言われた、睨まれた、無視された

など客観的な証拠が得にくい場合があると思いますが、心理的または物的な影響を与える行為であったかどうかという有無を確認するとともに、組織としていじめであるかどうかの判断を下していく必要もあると思います。

保護者との相談や対応の留意点として、大きく3点お話したいと思います。

まず、しっかり話を聞いてということですが、ありのままの姿を受け入れる受容的態度が必要だと思います。保護者のありのままを受け止めて決して否定せずに考え方の背景を理解する、途中で疑問や質問が出た場合には一つ一つ誠実に答えていく。

それから2つ目ですが、傾聴ということですね。話に耳を傾ける、言葉を遮らないことや言葉を繰り返して内容を要約して相手に確認する、毎回ではなく多少わかりづらい場合にはそういう配慮も必要だと思いますし、あとは怒りや悲しみを受け止めることですが、冷静な判断をしながらそれに振り回されないようにするという事です。ずっと話を聞いていると聞いている方にも被害感情が生まれてきて、その話をしている人の気持ちに入っていくてしまいますが、そうならないように冷静に判断をするよう努めていくということが大事だと思います。そういう面では事実と推測感情を区別して聞くということがありますし、大事なことはメモを取りながら聞くということです。あとでそういうメモが非常に重要な紙資料になりますので、そういったものをしっかり残すということが大事です。最も訴えたい内容・主訴をしっかり把握する、この方は何を訴えているのか、どういうふうにしたいということを訴えているのか、ということも整理していく必要があります。話の際、面接の最後には話の要点や今後の対応あるいは連絡方法等確認して、それをしっかり再確認することが必要だと思います。保護者の方からこれを早くやってくださいなど当然あると思いますが、何をいつまでに行うかということを明確にして、すぐにはできないことはやはりこれはすぐは無理だと理由を明確にして伝えることが必要だと思います。子供を守る上で必要な支援を確認していく、ということです。学校は子供を守り、いじめの早期解決に向け全力で取り組むということを伝えながら、保護者と連絡を密にするという必要があると思います。対応できない要求をされる場合も時々ありますが、連日長時間の訴えが続く場合、これは連日長時間話を聞くことは誠意を示すことではないと思いますので、限られた時間の中でしっかりと聞く、ということが大事です。したがって長くなりそうだという場合には、最初に今日は30分お話を聞きします、というように時間設定をして臨むということも必要かと思いますが、それでも守ってもらえない場合には途中で打ち切ることもあるかと思います。

あとこれはあてはまらないかもしれませんが、限度を超えた暴言や暴力的対応については、話し合いを打ち切るということも明言しておく必要があるかと思いますが、学校だけで解決が困難な場合には、教育委員会と相談した上で関係機関などにもアドバイスを受ける必要があると思います。

最終的には、保護者と協力してよりよい解決を目指すことが大前提になります。子供と家庭の関係や学校との関係は続いていくわけですから、信頼関係構築への取り組みはその後も続いていくように、双方が努力することが前提になると思います。以上です。

(議長)

具体的なお話ありがとうございました。

引き続きお願いします。

(委員)

先生の方から大事なところは全てお話いただいたので、先ほどもお伝えしたようにスクールソーシャルワ

一カーとして日々の重大事態にもこれまでも関わってきましたが、大事なところは今お話があった通りで、まず相手の話を聞くというところからスタートすると思っています。現状として非常に割合が高いのが、特にお母さんの精神疾患の方がかなりいらっしゃるような印象を持っています。それからあといじめにも関わりますが、例えばいじめ側のお子さんがある意味特性を持っているお子さんの場合は、どうして自分が悪いのか、というところが理解できないことがあったりもします。そういう意味でも、今学校教育の方では生徒指導提要の中でチーム支援ということが言われていますので、いろいろな立場の先生方はもちろんですがいろいろな立場の専門機関の専門職の方々とチームを支援することによって、そのような様々な本人、それから保護者の方の背景を探ることにも繋がっていくのではないかなと思いますので、そのあたりも意識していきたい部分だと日々思っております。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

様々な特性を抱えている、それから家庭的な環境等それぞれの実態に合わせたチームでの支援をしていく大切さについて、お話をいただきました。ありがとうございます。

また、人との関わりにこの困難さを抱えるという部分で、今お話にもありましたがこういった児童生徒におけるいじめ防止の取り組みについてお話いただければと思います。お願いいたします。

(委員)

今日はとてもいい機会を得たと思って喜んでます。いろいろな立場の方からいろいろなお話が聞けたので。私は今小児科をやっていますが、病院に相談にみえる方が多いです。高校生や中学生の方が多いいと思います。どうしても学校に行きたくないとかそれからクラブに行きたくないとか、そういう相談が来てお話は聞きますが、親御さんはあまり話に乗ってこない。親御さんにとっては「学校に行かないこと」だけが問題。私も子供を育ててきましたからそういうときがありましたけども、自分のことより子供のことという感じで、子供が学校に行かないどうしようか仕事辞めるかというところまで行ったときもありましたけど、親御さんはあまり関わらないところがあるのが少し心配です。

それからスマホの問題が先ほど出ましたが、今日ちょうど午前中に5歳の男の子が風邪をひいたと来ました。そのときに、ずっと私の所から彼は向かいに座っていましたが、ずっとスマホをやっていました。ちょっと何しに来たの、スマホ遊びに来たのという、いや風邪ひいたんですと言うんです。そうですか、と言ってそんな話をしながら診察室を出ていきました。彼はお母さんの後ろを付いていきましたが、お母さんちょっと危ないよ、そんなスマホしながら、と言ったら、いやでもいつもこうなんです、いつも暴れるんです、と言って。そちらの治療も大事じゃないですか、とお返ししましたけど。いろいろ、親子関係もうまくいってないとかそういう子が多いし、学校との関係も少しこの子はうまくいってないのかな、友達の関係もうまくいってないのかな、という患者さんがすごく多いです。

考えてみたら親子の関係がしっかりできていれば、本当にその子にとって必要な人と関係ができていれば、どうにかなるんじゃないか、とひたすら思います。

ということで、親子関係のきちんとした自立等を私は自分の病院ではやろうと思っています。以上です。

(議長)

はい。

そういった実態を目の前にされた、そして対応されてきた実態についてのお話、貴重なお話をいただきま

してありがとうございます。

それでは会の方の時間も迫ってまいりましたので、ぜひ委員の皆様からここまでのいじめに関わる子供、そして親子関係の実態そしていじめ防止の取り組みについて、専門的な見地からお話をいただければと思います。

(委員)

私は、4月1日にこちらの市役所の方に出向させていただいている、岩手県警の人間です。その前は生活安全課の方におりまして、先ほど先生がおっしゃったように、情報サイバーセキュリティモデル校を指定するなどそういった防犯教室を担当していたので、こういった会議にも呼んでいただいていたので非常にわかります。その中で私が警察官のときに感じたいじめの関係で、大多数私に対応したのは基本的に事件として家裁送致したいじめの案件についてですが、結構な数の子供の取り調べをしました。警察署の方ではほぼ8割9割というくらいです。いじめの原因、なぜスマホを使うの・なぜスマホでいじめをするのか。何でこれを止められないのか。

まず、いじめる側の方としては、いじめることが楽しいんです。私の中では共通認識です。いじめがなくならないのは、楽しいからです。いじめる事、いじめる側とすれば絶対に相手のことは考えません。かわいそうだななんて微塵も思わない。普通です。自分らはノリで楽しければいい。被害者の子たちは頑張ってそこについていこうと、もっといじめられないようにと思って、そこで愛想笑いではありませんが相槌を打ってしまったり、反応したりしてしまった。それでだんだん加害者の方も、被害者の方の気持ちに気づかずにそういうことをしていった。スマートフォンなどない時代は、こういうことは必ずあったと思います。いじめというものは、絶対あったはずです。楽しいからなくなることはないというのが私の考えですけれども、ただそういったときに、今はスマートフォンで写真を撮ると必ず場所であったり撮った時間だったり、画像自体はスマートフォンに残されます。これを削除しても普通の方法だとスマートフォンの中からはデータが消えないので、復元させる事が可能です。ほぼほぼ出てくる。悪いことをすると必ず残ります、というところを教え込んで欲しい。これらは、ほとんど児童ポルノというもので捕まえました。お父さんやお母さんが知らない間に想像を絶するものが小中学校、特に中学校、経験上中高の場合も言えるレベルではないレベルの画像を撮ったり、ということをやっています。

ただ、なぜそういうことを防げないのかというと、やはりご両親の無関心さが一番と、引き金です。フィルタリングしてくださいなどと警察の講話等の時に話しますが、フィルタリングの他に今iPhone等であれば子供の携帯の中身を共有できるといういろいろなシステムがあります。なので、学校や保護者とお話するときに、携帯の制限のかけ方、こういうものがあります、と話をします。お金を払って契約しているそのような制限のサービスだと、例えばですが、自宅で飼っているハムスターが死んでしまいました、と写真を撮ってお父さんに送ろうとすると、それに制限がかかる。「送れない」というような制限をかけることもあります。今はこういうサービスがたくさんあります。そういった中で使いやすいものとして、お金がかからないもの、中には10時間設定にすれば10時になれば必ず電源が落ちるもの、などいろいろあります。

このように、具体的にスマホに気をつけると言っても何に気をつければいいのかというのは、保護者も学校の先生も使う本人もお互いに気づいていかなければならないと思いますし、児童ポルノ等で捕まった時にその後どういう事になるのかということも、例えば今度学校に警察官を講話で呼んでいただくとか、警察の方に依頼してもらえれば、日程がうまく調整できれば警察で講話します。私もたくさん頼まれましたし、1

年間サイバーセキュリティモデル校等の担当をしましたが、実はそこで私が年に3回もやったのに一向に児童ポルノが減らない。非常にショックでした。捕まった子たちに聞くと必ず、私から言われたことはもう駄目なことだ、ということはきちんとわかっていました。では何でやったのかと聞いたら「ばれなきゃいい」と、これですね。ばれなきゃいいと思っているんです。ここ、なかなかここが難しいところです。お父さんお母さんと話して解決できますか、悪い事ってなかなか子供たちは言えないんです。なので、そういうところをここまでどうやって噛み砕いていけるか。起きてからだと本当にびっくりします。泣いているお父さんお母さん、どれほど見てきたことか。自分の子は絶対やらないと思っているかもしれないですけど、誰かがそこを気づかせてあげないと止まらないです。これは本当にそれが必ずいじめに繋がります。経験上そのように思いますので、使い方やり方教え方ということを少し勉強する必要があると思います。まとまりのない話でしたけども、経験を踏まえたお話でした。

(議長)

ありがとうございます。

具体的な方法、子供たちの心境も考えながら、本当に真剣に取り組んでいかなければならない問題だと思います。それでは、次の委員お願いいたします。

(委員)

こども家庭センターは、児童虐待のことで母子保健のことを担当しております。検診等で最近気になるところというと、子育てをスマホやテレビやゲームというところでメディアに依存しているような親子関係というところがあって、そこが健全な子供の育成というところに少し影響しているのではないかと、というところが課題ではないかと捉えているところです。そうした中で親子のふれあいの時間は少なくなっていることなどから、子供の心の安定や健全な成長の見守り、あるいは時間になっても起きられない、そしてご飯も食べられない、そして保育園や学校に行っても落ち着きがない、といったような課題が見られているという子供たちが多くなってきているのではないかと、こども家庭センターとしても少し課題だと思っておりますので、個別の支援の必要な家庭への対応も大事ですが、そういったところを行政として啓蒙していけばいいのかなと感じたところです。以上です。

(議長)

ありがとうございました。

こども家庭センターの立場として、今の実態についてお話をいただきましてありがとうございます。

それでは最後になりますが委員からお話いただきたいと思います。

(委員)

はい、最後になりましたけれど、専門員さんの方から最初に全国的にいじめは増加傾向にある、けれども滝沢市は現行減少の傾向にあるという話を聞きました。そしてあと滝沢市としては重大事案というか、そのようなことが発生していないという、そういう意味では大変頑張っていると思います。特に小学校さんの取り組みの6点、それからあと中学校さんの3点。このように学校現場でできることはもう十分先生たちも頑張ってやっておられる、と感じておりました。

そして、SNSもありますが、専門の立場の方からいきますと、発達障害、なかなか子供たちと一緒に遊べないとか、空気が読めない、集団の中に入れないといったこともいじめの対象になりやすいのかなということも感じておりますし、あといじめと不登校の問題、発達障害の問題といろいろ絡み合っている部分もあ

るのかなと思います。

これから総合的にそういう子供さんたちを見ていく、そういう視点が必要になってくるのかなということを感じました。どうもありがとうございました。

(議長)

ありがとうございます。委員の方からまとめていただいたように捉えております。

私も様々なお話を皆様からお伺いしまして、非常に勉強になったところがございます。こういった専門的見地をお互いに情報交換し協力し合いながら大人がしっかりと関心を子供たちに寄せていくこと、それぞれの立場からしっかりと教えてそしていざなってあげることが今の子供たちには必要だと強く感じた次第でございました。

他にご意見などお持ちの方いらっしゃいませんか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で協議を終了させていただきます。今日は貴重なたくさんのお話をお伺いすることができました。本当にどうもありがとうございました。これで議長の任を終えさせていただきます。

(次長)

長時間にわたる進行、ありがとうございました。

皆様には、長時間にわたり熱心なご協議、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第1回滝沢市いじめ防止等対策協議会を終了いたします。

次の開催時期は来年の1月19日火曜日を予定しております。状況によっては臨時に委員の皆様や部会の委員の皆様にご参集いただくこともあるかもしれませんが、通常は年2回の開催を予定しております。

なお、第2回の内容につきましては、今年度のいじめ調査結果の報告に対するご意見をいただき次年度へ反映させていく予定としているところでございます。

それでは、本日は誠にありがとうございました。お帰りの際は気をつけてお帰りいただきたいと思います。